

日時 令和5年2月2日(木)  
午前10時から午前11時30分まで場所  
漁信基ビル7階 702会議室

配付資料

資料1

「合同会社翔栄第八が行う太陽光発電施設の建設(柴田郡川崎町)」に係る林地開発について

## 1 開会

事務局から開会を宣言し、構成委員5名中5名出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により部会が成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

傍聴者に対しては、「傍聴要領」に従い会議を傍聴するよう依頼。さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

## 2 あいさつ(河野部会長)

森林保全部会長の河野でございます。

今回は、本年度、1回目となりますが、部会委員の皆様方には御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。

本日は、1件、諮問されておりますので宜しく御審議願います。

## 3 議事

司会：ありがとうございました。

それでは次に、今後の予定について説明いたします。

本日の審議案件は、太陽光発電施設の建設を目的とする林地開発許可案件の1件でございます。

このあと、審議事項(1)の「合同会社翔栄第八」に係る案件をご審議いただきます。なお、資料については、予め委員の皆様へ送付し内容をご確認いただいております。

その後(2)の「その他」におきまして、事務局から令和3年度の許可実績等のご報告をさせていただきます、終了時刻は午前11時30分頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

河野部会長：それでは、審議に入ります。

諮問案件である(1)「合同会社翔栄第八が行う太陽光発電施設の建設」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い、申請内容及び審査状況について説明)

河野部会長：ありがとうございました。ただいまの事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明

がありました。

委員の皆様から何かご質問はございませんか。

ご意見などはまた別なところでもいいのでまたお聞きしますが、まず質問をされてるとかありましたら、お願いします。

司会：申し訳ありません議長，最初に一部訂正させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど切土と盛土量のご説明をさせていただいたんですが，資料の方では，総切土量を5,400千 $\text{m}^3$ と説明しましたが，これは540千 $\text{m}^3$ の誤りでございます。また，総盛土量を4,300千 $\text{m}^3$ と説明しましたが，これは430千 $\text{m}^3$ の誤りですので，それぞれ訂正願います。よろしくをお願いします。以上でございます。

河野部会長：はい。そうですね，その通りです。はい。それでは進藤委員ですね。

進藤委員：資料の8ページ目，災害防止対策の6番目なんですけれども，防災調整池の設置で，排水は法定外水路を經由して北川・釜房ダム・名取川のルートということですが，釜房ダムは仙台市の上水道の取水地です。排水方法に特別に配慮した点はありますか。

河野部会長：はい，それでは申請者の方。

申請者：申請者の方でご回答させていただきます。今先生おっしゃいましたのは今回の事業区域の調整池から出た排水につきまして，最初に釜房ダムの方に入るといってその水の流れについて何かの環境的な配慮ご質問でよろしいでしょうか。

今回はですね，おっしゃる通り事業区域内の水からですね，一旦川崎町さんの排水用水路を通じまして，ずっと下流まで行かましてですね，下流のところに国交省さんのキャンプ場がございます。そのキャンプ場の中を通っております，北川に導入し，その後釜房ダムに入るというルートになっております。今回ですね，実は北側に入るまでの間につきましても本来事業地がちょうど一番上流になる位置にあります，そこから，耕作されてるところも一部ございましてその排水としてこの水路が使われてるということになっておりまして，排水に関して，きちんと水質管理を行いながら悪影響を及ぼすような水を流さないようにすること，それから水質管理をきちんと行うこと，それから大雨が降ったときの土砂は，どうしても土砂が流れてしまいますと，非常にあの辺りはご迷惑おかけしまして，その辺につきましては，事業者とともにですね，土砂等の流出防止については徹底的に配慮していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野部会長：進藤委員，よろしいでしょうか。

進藤委員：地域の方々，地域の方々の同意は得られているのですか。

申請者：はい，この計画につきましては近隣の自治会の方，その下流側にですね水利組合も実はございました。水利組合の方へのご説明，それからご同意をいただきました。それからあとその下流側になるんですけども漁業権も実はこの釜房ダム下流ですけども，漁協組合の方へもご説明をさせていただきまして，今回ご同意の印鑑をいただいているということで，全て近隣の方にもご説明させていただきます。

河野部会長：よろしいでしょうか。その他大山委員お願いします。

大山委員：8ページと9ページについて以下質問させていただきます。8ページの地形・地質ですけども地形の特徴が山林となっている。地形の説明が必要ではないか。それから地質につきますと新第

三紀の内容が先第三系ということであるが、時代が食い違う。また、花崗閃緑岩瀬という表現は無い。ちなみに県の土地分類基本調査とは違う内容となっていました。あと県の土地分類基本調査では左側に断層が走っていますが、その記載が無い。それから土壤につきますと、多湿黒ボク土壤となっているが、ここで多湿黒ボク土壤が広く分布しているのは考えづらいので、県の土地分類基本調査では、褐色森林土壤となっており、違うのではないかと。

ちなみに造成森林について、可能であればということですが、造成森林は単なる森林ではなく、森林の質も考えてもらいたい。例えば森林伐採の際にその低木をどこかに仮移植をして、造成森林の植栽時に仮移植をした低木を混ぜて植えるなどの対策をして、多様な植生の回復を検討していただければと思います。あくまでも可能であればですが。

河野部会長：今の質問に対してですが、申請者の方よろしいですか。

申請者：はい、申請者で回答させていただきます。今先生おっしゃいました通り地質につきまして私どもの検証が足りませんでした。大変申し訳ありません。これにつきましては早期に検証させていただきまして、改めて報告させていただきます。それから今、もう一つおっしゃられました造成森林の質のことについてなんですけれども、ヤマハンノキを中心とした、先に苗木を確保してということですね、質向上について施工者、そういった事業者と話しながらですね、より健全な造成森林にさせていただきたいと思っています。

河野部会長：よろしいでしょうか。

進藤委員：その他10ページのその他特に配慮した事項で20年後のことで、撤去の後、更地とするとなっております。大体あの皆さん審査してきたんだと木を植えてくださって森林を回復するってなってるんです。

今回盛土と切土が結構ありまして、こういうところって地震とか雨が降ったりすると、かなり土砂災害の危険性があることになってしまうと思って、20年後なんですけれども、そこで更地だと問題が大きくなると思うんですけれども、どうして更地ということにしたのでしょうか？

河野部会長：それでは、申請者の方。

申請者：はい、答えさせていただきます。20年後の事業終了日、更地というのは基本的にパネルですとか電気設備を全て撤去させていただきますということで、記載させていただいております。そのあとについては、もしそこを利用、何も跡地として利用しない場合でありましたら森林を当然植えなければですね、その後の環境が元に戻らないということになってしまいますので、その場合でしたら、植えるということになると思います。今回実はこの土地、借賃をさせていただいてる面積が非常に多く、その事業者、土地の所有者が20年間後に別の用途で使われるということになりますと、全て植栽して森林に戻しますという記載がどうしてもできなかったのですから、全て森林に戻すという記載をしておりません。20年後には、もし何も使わなければもちろん緑に戻すということで、あと他の土地の所有者さんが別で使うことになれば、もちろんそのときに、改めてちょっと別の用途での申請をさせていただいて使用させていただくこととなりますので、それぞれに土地の所有者ごとのお考えをお持ちなものですから、ここで確実に申し上げられなくて記載していないような状況です。

進藤委員：ご説明ありがとうございました。ということであれば、今のおっしゃられた事をここに追加で記載していただきたいのですけれども、ちょっとこのままだと不安が残りますので。

河野部会長：その他。それでは、大沼委員。

大沼委員：それでは現時点での地権同意者の状況をお聞かせ下さい。もう一つは先程の水利権の同意の項目ですね。水利権はこうだとか、そういった項目あれば教えて下さい。

河野部会長：それで申請者の方をお願いします。

申請者：それから水路でございますが、こちらの事業区域から、先ほど申し上げました北川、川の名称でございますが、北川までいく水路の管理につきましては川崎町が管理されておりますので、川崎町へのご説明、ご同意をいただいております。それから水利組合でございますけれども、今回途中まではありません、実は事業区域から途中の時点までを排水というか水が出てくる部分を受け止める水路になっているんですけども、途中から実は田んぼとか、耕作物用に、先ほど北川から取水をした水路、そちらは利用されているんですけども、そこで合流するというので、そちらの水利組合さんの清水河原用水組合にもご説明をさせていただいてご同意をいただいております。

最後に、この北川に入る直前に国土交通省東北地方整備局東北国営公園事務所の中を最後通りまして北川に合流するんですが、ここの施設管理者であります国交省に説明、それからご同意をいただいているということでございます。

それから北川を通じて釜房ダムを經由しまして広瀬川、広瀬名取川漁業組合に説明とご同意をいただいております。あと近隣の自治体へは先ほど説明会等を開かせていただきましたので、そちらはご説明をさせていただいております。

あと利害関係のことにつきましては基本的に地区は、事業区域内のものにつきましては開発同意を大和実業、それから6地権者がいらっしゃいますけれども、その方々への契約、それから地上権設定等もさせていただいてるという流れでございます。以上でございます。

河野部会長：はい。お願いします。

大沼委員：同意に関しては契約と申請用の同意。契約はもう済ませたのですか。

申請者：契約も済ませました。

大沼委員：そうですか。

河野部会長：その他ございますか、質問。では私の方から1つ。林地開発とは直接関わらないと思うんですけども、事業区域の周り、それから防災調整池、例えば侵入できないフェンス等は作られる予定でしょうか。

申請者：それではお答えさせていただきます。今回太陽光事業ということで今回高压になっておりますので電気事業法によりましてフェンスを全て設置する義務がございますので設置をさせていただきます。こちらは、太陽光パネルのエリア、それから防災調整池、こちらもですね、やはり地元の方の例えばお子さんが入ってくるようなことがないようにきちんとフェンスを作らせていただきまして、先ほどの事業区域より門扉というものを設置して鍵を掛け、きちんと関係者のみが入れる形にしていきたいと思う。

河野部会長：はい、わかりました。その他質問他にございますか。はい、大山委員。

大山委員：今に対して一点確認ですけど、フェンスというのは動物が移動可能なのか、中型哺乳類とか、それともまったく移動が阻害されてしまうようなものなのでしょうか。

申請者：今計画しておりますのはいわゆる菱形のフェンスで高さ1.6mぐらいでございます。

ちょっと実は環境調査の方を進めさせていただいてるんですけども、ここにイノシシとサルがい

るのですけども、基本的にサルは飛び超えてしまうような習性があると思うのです。イノシシも下を掘ってしまうのがあると思います。ただその辺は極力そういった動物が入ってこないような形のフェンスの計画を今しております。

河野部会長：よろしいでしょうか。

大山委員：ヨーロッパ等ではエコロードに見るように動物の移動に配慮した構造になっている場合もあるようです。生態系全体のことも考慮してもらいたいと思います。

河野部会長：今の御質問に対して回答は必要ですか。そのままでもいい。判りました。今の大山委員からこういう風にして欲しいという話でした。

その他のご質問、はい丸尾委員。

丸尾委員：10ページの住民説明会のことが書いてあるんですけども、参考までに参加された住民の方々は何名ぐらいいらしゃったのでしょうか。

申請者：はい、説明会は2回開かせていただいております。事業計画書作成段階でまだ1回しか記録させていただけてないですけども、1度目は川崎町の地域振興課と協議させていただきまして、どこまでお話をさせていただいたらいいでしょうかということで地域振興課からお話をいただきました。

まず事業区域の外周にいました土地の所有者、建物の方にご説明してくださいということで、そちらで35名ほど、まず1軒1軒、ご説明させていただいて、説明会へご参加をお願いしました。1回目お集まりいただきました5名でございました。2回目につきましてはもう少し広い範囲でやってほしいということで、地元の方からのご要望がありましたので、先週の土曜日に第2回目も行いました。このときは10名お見えになりまして、川崎町長も出席していただきました。現在議事録を作成しているところでございますが、その2回でございますが、10名と5名で、あとの方につきましては実はお配りして一軒一軒顔を合わせてご説明させていただいた段階で、特に反対もしませんので説明会には行きませんよということで答えていただいているということでございましたので、最初に35名にポスティング、その後50件ぐらいさらに広げて案内させていただき、説明会の開催になってございます。

河野部会長：よろしいですか。それではその他ありますか。

進藤委員：11ページの公益的機能別施業森林がどこになっているのか教えて下さい。

事務局：事務局から説明させていただきます。公益的機能別施業森林というものは、地域森林計画対象民有林を指定してるのは知事なんですけども、その下に市町村が指定する市町村森林整備計画という計画があります。その中で特に機能の高い森林においては、例えば水源涵養機能が高い森林だったり保健休養機能が高い森林ということで指定されている森林になります。今回その部分が指定されている森林というのが、(図面を示しながら)こちらに保安林があるのですが、事業区域外(図面を示しながら)の北の部分が水源涵養機能が高い森林として指定されてる部分になります。基本的に土地形質をいじらない残置森林の部分がこの記載されてる公益的機能別作業森林に該当しているという形になっております。

河野部会長：その他ございますか。

質問が無いようなので、答申の審議をいたします。

河野部会長：ここで、当部会の答申内容を検討するに当たりまして、委員の皆様からの意見を頂くこと

になりますが、冒頭に司会から説明がありましたとおり傍聴者及び申請者の皆様には、一旦退室いただきますとともに資料を回収させていただきますのでよろしくお願い致します。

#### (傍聴者・申請者退出)

河野部会長：それでは、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

普通この答申で許可するとかというような方針になる。このためのご意見を伺いたいと思っております。

大沼委員：本件建設に関わる林地開発申請書の融資証明書、拝見させていただきました。用地費も含む建設費用の調達の信憑性に疑問があります。意見として申し上げます。

事務局：まず林地開発の資金計画書、というところに記載する内容について確かに用地費っていうのを出す場合もあるんですが、その用地の根拠について必ず契約書を出しなさいとか、金額がわかるようにしなさいっていう指導はしてない状態です。あくまで善意としてこの計画に必要なだからというので記載していただいている項目としますんで、そこまで裏取りをやってないような状況になってます。

大沼委員：将来的なことを考えて具体的にしっかり見ていかなければならないのかなと思っております。

河野部会長：はい、今のご意見としては、事務局としては記憶しておいてほしい。その他。

大沼委員：それに関連し、先程20年後に更地にするということですが、実際に地権者の方がどういう内容で同意し、事業が終了すれば、太陽光パネルを除去して森林に戻せるか疑問です。

地権者および事業者から何らかの確約や担保が必要であると意見として申し上げます。

河野部会長：例えば20年後どうなるのかというのは、計画の種類としてはね。20年後のことを担保することが許可するに当たって必要なかを判断するには難しいと思うんですけど、事務局としてはそのあたりどう考えているのでしょうか。

事務局：事務局としてはやはり20年後をこうしてくださってという指導は難しいということはまず大前提としてあるんですが、やはり今回委員の方からお話のあった結果、事業者の方として事業計画書に、何も目的がない場合緑化するとか、そういうところを記載していくのは必要だなと思っております。ですが、実情としては林地開発として、完了確認検査をしまえばそこが森林ではなくなってしまうので、森林法の網から離れてしまうため、必ず20年以降の担保を取れるかということかなり難しい状況にあるんですが、他県と違い宮城県は太陽光条例が今回新しく成立されたということもありますので、そちらの条例の方で20年後をどうフォローしていくのかという検討が必要だと私としては考えております。

河野部会長：その他。

進藤委員：環境が破壊されるとかそういった、反対運動が起こっているということはないのでしょうか。

河野部会長：事務局から。

事務局：今回のこの現場については具体的な反対運動という話は一切聞いておりません。やはり地区の

特色というところもあるんでしょうが、やはり周りにゴルフ場があるとか、近くに民家が少ないという状況もあります。それに対して、今回大規模に開発をするので、例えば、よく丸森の耕野である井戸の枯渇がどうか、真砂土だからとか、そういうところでの反対運動は起きていませんし、住民説明会の資料等もこちらにもらってるんですが、例えば事業をやらないでくれとか、そういう反対運動はおきてない状態になってます。

河野部会長：その他、大山さん。

大山委員：20年後に撤去して更地化するということですが、ページ10下のその他特に配慮した事項の1に、環境に配慮するという文言を入れることはできますか。

河野部会長：これについては先ほど申請者から説明があったんですけど、地権者が現時点では用途不明ということで更地とするという表現になりましたという。この辺りは申請書としてはこういうことかなと思いますが、事務局の方で何かございますか。

事務局：はい。今回こちらの文言につきましては、まず1項目として何も利用目的がない場合は森林に復旧しますと。その文章は、先ほどの説明のとき事業者としても了解していたので、文言は追加することは可能だと思います。

今回もう一つプラスとして環境に配慮してとの文言を追加したいという話であれば、今回この審議会が終わった後にですね、委員の方々から出た意見をまとめて補正として出して修正を求めますので、その項目の中に1個追加して依頼をするというのは可能だと思います。

大山委員：ただ更地にするのではなく、環境に対する配慮をしますというハードルが上がるようにするのがいいと思います。

事務局：了解しました。

河野部会長：単に更地とするではなくて、難しいかと思うのですが、これは環境に配慮するような内容を加えたいということですか。

事務局：はい。

河野部会長：これは森林審議会森林保全部会で補正を促すということですか。

事務局：補正は審議会とはちょっと切り離して考えておまして、審議会のときに出た意見ではあるんですけど、きちっとそれに対する回答がこうなりましたっていうのを申請書としては残しておく必要があるなと考えております。

なので、その申請書の補正事項として、出すという形になりますのであくまでも意見が全て反映されるかというところではないと担当としては思っています。なので、結果としてそういう補正を出して相手が必ずそれに全部乗っかるかというところまたそれは違う話にはなってしまうと思うんですが、理由をつけて、こういう理由でこの文言は入れられませんというような回答が返ってくる可能性もあると思っております。

事務局：自然保護課の三島でございます。今奥平の方で話させていただきましたけれども、この案件についてはやはりもうあの地権者がまだいらっしゃるという部分が大きい項目だと思います。で、先ほど質疑応答の中にも事業者の方が地権者の意向を踏まえてっていう話をされたと思うんですけど、あくまで20年後に地権者の方に事業計画が無い場合、その場合は資金計画の第1として環境にも配慮するようなことが書けないかということもまず我々の方からその検討を要請したいと思っております。

す。そこに対しまして事業者の方からそのままそうように考えますと言うか、もしくはその環境に配慮といっても多様に亘るかと思うんですね、先ほど大山委員お話のあった通常動物に対する配慮ですとかですとか水関連に関する配慮がいろいろ出てくると思うんで、そこは事業者の方がどのように考えて、どこまで書けるかっていうのがあるかと思えます。それについては一旦委員の皆様にご諮ります。

事務局：補正が帰ってきた段階で、こういうふうな事業計画書が変更になりましたという旨、報告させていただきたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

河野部会長：補正の指示というか、こういう意見があったので、環境の配慮と一言でいってしまえそうなんですけれども、事業者に具体的なことを求めるのはどうなのでしょう。

事務局：具体的な内容を記載してくださいという補正を出すのは可能です。また、今回の事業者はやはり自主アセスを実施しているような事業者になりますので、その具体的な内容も出てくると考えられます。補正を出せばある程度の内容の回答が見込まれると担当者としては考えております。

河野部会長：それでは事業者に対して申請書のその環境に対して配慮するというのを、更に深い意味での補正を、担当から出してもらってよろしいでしょうか？

事務局：了解しました。

河野部会長：委員の皆さんよろしいでしょうか？

その上でですね、方針をまとめなくちゃならない。内容なんですけれども、3つくらいありまして、一つは許可することに特に問題はない。一つは〇〇を条件として許可をすると、もう一つが〇〇の条件整備が必要という3種類があるんですね。環境に配慮した対応というのはいわゆる指導の中の話でよろしいのですか。

事務局：はい、事務局としては森林審議会が開いているという時点で、この森林法に基づく4つの基準はクリアされてるということで今回諮問にかけております。一応林地開発としては4つの基準をクリアしていれば許可せざるを得ないというところで、今回の委員様からの話としては指導的な立ち位置になるかなと思っておりました。

河野部会長：それでは今の行政による指導というものは今回林地開発の許可の答申については、今のその評価自体にはそれを条件とすることはないと思うんですけども。それでよろしいでしょうか？

それでは環境配慮について県の方から計画書の内容を更に環境守るように配慮してもらおうよう指導してもらおうよう、よろしくお祈いします。

事務局：承知しました。

河野部会長：許可の4つの条件、それから川崎町からの意見もありまして、一般的な許可することに問題はないと、そういうことで答申をまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは許可することに問題はないということになりましたということですのでよろしくお祈いします。

それでは、傍聴者・申請者の入室を認めますので、事務局からお伝えください。

**(傍聴者・申請者入室)**

河野部会長：それでは改めて委員の皆様にご諮りいたします。「合同会社翔栄第八が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきまして、許可することに特に問題はないとして答申する



ことで御異議ございませんか。

はい、異議はないようですので、許可することに特に問題はないとして答申することを決定致しました。

予定いたしました審議事項が終了致しましたので申請者の皆様にはご退室をお願いします。ありがとうございました。

#### (傍聴者・申請者退室)

河野部会長：それでは(2)その他に入ります。まず委員の皆様から何かありますか。進藤委員：今後太陽光の林地開発はどれくらいになるのでしょうか。

事務局：今のところ太陽光の申請で林地開発が出てくるという話を聞いておるんですけど、その面積がどれくらいになるかっていう情報が確定まだ確定してない状態です。もし10ヘクタールを超えてくれば審議会を開くことになると思われるんですけど。

大沼委員：実は先ほどの開発業者はですね、うちも川崎、あそこに会社がありますので、あそこだけだと2ヶ所、3ヶ所、太陽光の発電をしたいっていうブローカーみたいな人が回ってきていて、それで協力してくれないかみたいな話があって、今回言ってきたのはうちの山とは違うところの1ヶ所で申請があったんですけど、資力に懸念があって資金付の話などをさせて頂きましたけれども、なんか見る限り、ここだけの話としては危ない業者が横行してますので、本当に会社が資金融資が行えるかどうかと。自分が住民が地権者の方に迷惑になってはいけないと思いますし、先ほどの林地開発の申請書その資金付けの話をしましたけど、ああいう風なところももう少しチェックを厳しくする必要があると思いますし、あとよくあるパターンでは同意書もらって、あとは違ったような形ですね、お金を払わなかったり、そういうふうなこともありますので、やはりそういった部分でのチェック体制、そういうふうなことも評価していく必要があるのではと考えます。

河野部会長：今のお話、県の方から何か。

事務局：情報提供という形にはなるんですけども。来年度ですね、令和5年4月1日から林地開発の基準・通知および法が少し変わります。その内容で変わる大きな部分としましては、太陽光発電事業については0.5ヘクタールを超えると林地開発になります。今まではすべからく1ヘクタールだったんですけど、それが太陽光だけ0.5ヘクタールで、これについては元々太陽光発電というのが全国的に普及したときにやはり災害が結構発生したりとかですね住民と対立してしまったりっていう案件があったので、それに合わせて面積が減るとともに、あとは通知の、先ほど説明した4つの基準の技術基準が更に変更になりまして、その中で一部、資力を持つてるかどうかっていうところで法人の財務状況や経営状況がわかる書類例えば損益計算書を出させるようになったりですね、あと施工会社等については施工の実績を出していただきっていうふうに、その開発する事業者側と施工会社側がしっかりしてるかどうかというところを見れるように、あの制度が変わってきますので、そちらの方でフォローできたらと考えております。

河野部会長：今のお話、林地開発は今はまだ1ヘクタール以上で、4月1日以降からは0.5ヘクタール以上なんですけど、この森林審議会部会の開催の要件は10ヘクタール以上は変わらないですね。

事務局：今のところその10ヘクタールを変えるということは想定しておりませんでした。

河野部会長：審議会は開かなくても、今言ったように条件が厳しくなったところなので、指導をしっかり行っていくということでしょうか。

事務局：そのようになると思われます。

大山委員：8ページの地形・地質の記述が違っていて、記載内容に不信感を感じます。

事務局：ご意見ありがとうございます。こちらの方で内容チェックさらに厳しくやっ  
ていこうと考えています。

河野部会長：その他、何かございますか。

河野部会長：他になれば事務局からございますか。

事務局：（令和3年度林地開発許可及び協議実績に関する説明）

河野部会長：今の自然保護課の説明で何か質問ございますか。

私から。先ほどの審議会が開かれたのは6番で、2番は審議会ではないのですか。

事務局：審議会ではありません。申請が2年度で、実際は3年度に施工したものであるということで、書か  
せていただいております。審議会は3月29日で2年度でございました。

河野部会長：1年間の数なんか少ないような感じなんですけど。今このぐらい状況なので  
しょうか。

事務局：そうですね、太陽光発電に関する審議会を、令和2年度には5回も開催するほど、  
案件が結構ありました。また、土石の採取なんかに関しましては、震災直後がかなり多く  
案件が出てきたのですが、どちらの事業も収まってきたということで、そういったものが  
少なくなっている状況になっておりまして、現在、先ほどの内訳のような形の件数となっ  
ております。先ほどの進藤先生からのお話がありました風力関係だけが、今後数年の間出  
てくるような形、もしくは太陽光についても今ノンフィットの関係で数件相談がきてお  
りますけれども、件数はちょっと今後何件出てくるかは不明なんですけど、概ねこれぐら  
いの数で推移していくのかなと考えております。

河野部会長：私からもう一つお願いします。

今知事が森林地域に風力発電とか作る際に対して、儲けに対して大きい額の県税を入  
れるという話ですけれども、そのあたりは税務サイドの話が主流だと思うんですけども、  
森林とか環境サイドが関わっている分は何かございますでしょうか。

事務局：税務課と環境生活部の中の再生可能エネルギー室と環境政策課が森林地域におけ  
る再エネ施設に掛かる税金を検討しています。ここは林地開発、自然保護課が担当とな  
っておりますので、1回2回検討会を傍聴させていただいております。そこでは森林で  
なければできない再エネですが、例えば水力発電地熱発電そういうものは除いて、太陽  
光発電はもちろんですけれども、風力発電、あとバイオマス発電ですね、そういう再生エ  
ネルギーの開発。森林地域側で開発する際に0.5ヘクタールの開発が、その発電量に  
合わせて課税する方向で検討している状況です。森林というのはもちろん民有林・国有  
林がございますけれども、区別なく0.5ヘクタール以上の開発を伴う再生エネルギー  
の開発に対して課税していくという検討に入っていくところです。

河野部会長：はい、ありがとうございます。その他話ございますか。

それではその他も含めて本日の森林審議会森林保全部会の全てを終了します。ご協力ありがとうご

ございました。

事務局：委員の皆様方ご審議いただきましてありがとうございました。今回1件の審査ということでございますが、いろんな方面からもご意見いただきました。特に資力の関係ですとか、地形・地質といったところにつきまして、我々新たな法改正に基づいてですね、より気をつけながらしっかり審査していく必要があるかというのは改めて認識させていただきました。今後とも我々も勉強しながら進めさせていただきたいと思っております。

また本日いただいた意見について、審議の際にも議論になった県から申請書への補正ということで指示をさせていただきます。その内容につきましては一旦取りまとめ、また皆さん方の方にもご報告しながら、最終的な許可に結び付けたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

事務局：それではありがとうございました。以上をもちまして本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。